

改正の概要

建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

1 施工計画書作成時チェックシートに関する項目（建設工事のみ）

施工計画書の運用について、受発注者双方の事務の効率化や適正化を図るため、受注者が施工計画書を提出する際に施工計画書作成時チェックシートで記載内容を確認の上、チェックシートを添付することとし、山口県の例にならい、土木系工事において指示事項22を追加した。

2 施行期日 令和5年10月1日

新旧対照表 (R5.10.1 改正)

(No.30) 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

新	旧
別紙2 指示事項 (建設工事用)	別紙2 指示事項 (建設工事用)
<p>第1条～第21条 略</p> <p><u>2.2 施工計画書作成時チェックシート</u></p> <p><u>土木系工事における受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認の上、チェックシートを添付すること。</u></p>	